

山梨県土採取規制条例施行規則

昭和四十九年十二月二十三日
山梨県規則第五十五号

山梨県土採取規制条例施行規則を次のように定める。

山梨県土採取規制条例施行規則

(趣 旨)

第一条 この規則は、山梨県土採取規制条例（昭和四十九年山梨県条例第三十二号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(採取計画の期間等)

第二条 条例第三条第一項の規則で定める期間は、一年とする。

2 条例第三条第一項の規定による認可の申請をしようとする土採取者は、土採取計画認可申請書（第一号様式）を知事に提出しなければならない。

3 条例第三条第二項の規定による届出は、応急措置のため土の採取を行った日の七日以内に、非常事態の発生による土採取届出書（第二号様式）を提出して行わなければならない。

(採取計画に定める事項)

第三条 条例第四条第六号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 現場責任者の氏名及び住所
- 二 土の採取が請負契約によって行われる場合は、当該請負契約の内容
- 三 その他特に知事が必要と認める事項

(認可申請の添付書類)

第四条 条例第五条第一項の規則で定める図書は、次のとおりとする。

- 一 土採取場の位置及び土の搬出経路を示す縮尺五万分の一以上の地図
- 二 土採取場並びにその周辺の土地利用状況及び主要な公共施設等を示す見取図
- 三 掘削する区域の実測平面図
- 四 掘削する区域の実測横断面図及び実測縦断面図に当該区域の採取計画地盤面を記載したもの
- 五 土採取場及びこれに隣接する土地の公図の写し
- 六 土採取場で土の採取を行うことについての権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
- 七 土の採取に係る行為に関し、他の法令に基づく許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、これらの処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 八 その他知事が特に必要と認める図書

(平一一規則七一・一部改正)

(変更の認可の申請)

第五条 条例第七条第一項の規定による変更の認可の申請をしようとする土採取者は、

土採取計画変更認可申請書（第三号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該変更事項に係る前条各号に掲げる図書を添付しなければならない。

（平一一規則七一・一部改正）

（完了等の届出書）

第六条 条例第十一条の規定による届出は、土採取完了（廃止、休止）届出書（第四号様式）を提出して行わなければならない。

（承継の届出書）

第七条 条例第十三条第二項の規定による届出は、土採取承継届出書（第五号様式）を提出して行わなければならない。

（標識）

第八条 条例第十四条に規定する標識に記載する事項は次のとおりとし、その様式は第六号様式のとおりとする。

一 土採取者の氏名（法人にあっては当該法人の名称及び代表者の氏名）及び住所

二 採取する土の数量及び条例第三条第一項又は第七条第一項の規定による認可を受けた期間

三 掘削する区域の面積

四 土採取及びその周辺の状況を示す見取図

五 現場責任者の氏名

（身分を示す証明書）

第九条 条例第十五条第二項に規定する証明書の様式は、第七号様式のとおりとする。

（申請書等の提出）

第十条 この規則の規定により知事に提出する申請書及び届出書並びにこれらに添付する図書は、その正本に土採取場の所在地を管轄する市町村の数の副本を添付するものとする。

（平一一規則七一・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

（経過措置による届出書）

2 条例附則第三項の規定による届出は、土採取計画届出書（第八号様式）を知事に提出して行わなければならない。

3 第四条の規定は、前項の届出の場合について準用する。

附 則（平一一規則第七一号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

土採取計画認可申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名

下請負人がある場合は下請負人の氏名及び住所

山梨県土採取規制条例第3条第1項の規定により、次のとおり採取計画の認可を申請します。

1 土採取場の区域

- (1) 所在地 番地外 筆
(2) 面積 平方メートル
(3) 筆別明細 別紙使用土地目録のとおり

2 採取する土の数量及びその採取の期間

- (1) 採取する土の数量 立方メートル 総採取量 立方メートル
(2) 採取の期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
(3) 作業の時間 時から 時まで

3 土の採取の方法及び土の採取のための設備その他の施設

(1) 採取の方法

掘削方式	1 平面採掘方式 2 階段採掘方式 3 その他 ()		日数 日/月
掘削方法		掘削作業	常勤 人 臨時 人 人員合計 人
掘削する高さ	最高 m	掘削後の処理	1 ほとんど堆積しない。 2 一時堆積する。

(2) 採取のための設備その他の施設

採取機械の名称	型 式	能 力 (m ³ /h)	1日平均 稼働時間	1か月平均 稼働日数	掘削：積込	その他 の施設

4 土の採取に伴う土砂の崩壊・流出等による災害の防止のための方法及び施設

区 分	措置の概要
土採取標識の設置場所	
立入りを禁止する場合の 方法及び施設	
土砂の崩壊を防止するための 方法及び施設	
土砂の流出を防止するための 方法及び施設	
流出水の汚濁を防止するた めの方法及び施設	
粉じんの発生を防止するた めの方法及び施設	

5 土の採取に係る採取跡地の整備

(1) 土の採取後の土地の状態

イ	のり面の高さ又は深さ	メートル
ロ	のり面の勾配	度
ハ	のり面に設ける小段の幅	メートル

(2) のり面保護の方法

(3) 排水施設

6 採取した土の搬出方法及び搬出先

(1) 採取した土の搬出方法

搬 出 方 法	方法	
	能力	
	1日あたりの搬出量	立方メートル
	1日あたりの搬出台数	延べ台
	搬出時間	時から時まで
	運搬車出入口の標識 設置の有無	
	土砂の飛散防止方法	
搬 出 路	国道又は県道までの 距離及び幅員	
	種類及び同意の有無	
	舗装の有無	

(2) 採取した土の搬出先

- イ 搬出先
- ロ 搬出した土の用途

第2号様式（第2条関係）

非常事態の発生による土採取届出書

年 月 日

山梨県知事

殿

住所氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名 印

下請負人がある場合は下請負人の
氏名及び住所

山梨県土採取規制条例第3条第2項の規定により、次のとおり土の採取について届け
出ます。

土採取場の所在地	
採取面積	平方メートル
採取した土の数量	立方メートル
採取の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
土の採取の方法	
土の採取を必要とした 非常災害の状況と土の 使用目的	
採取跡地の状況	

備考

「土の採取の方法」については①掘削方法②掘削手段③運搬の有無及び運搬先④火薬使用の有無について記載し、必要に応じ土採取場の平面図及び断面図を添付すること。

第3号様式（第5条関係）

土採取計画変更認可申請書

年 月 日

山梨県知事

殿

住所氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名 印

下請負人がある場合は下請負人の
氏名及び住所

山梨県土採取規制条例第7条第1項の規定により、次のとおり採取計画の変更の認可を申請します。

1 採取計画の変更事項及び内容

変更前	変更後

2 変更の理由

3 変更前の採取計画の認可年月日

第4号様式（第6条関係）

土採取完了（廃止、休止）届出書

年 月 日

山梨県知事

殿

住所氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名 印
電話番号

山梨県土採取規制条例第11条第1項の規定により、次のとおり土の採取の完了（廃止、休止）について届け出ます。

採取場所所在地	
採取計画認可年月日	年 月 日
完了（廃止、休止）年月日	年 月 日
土採取跡地の措置 （休止の場合も記入すること。）	

備考 不用の文字はまつ消すること。

第5号様式（第7条関係）

土採取承継届出書

年 月 日

山梨県知事

殿

住所氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名 印
電話番号

山梨県土採取規制条例第13条第2項の規定により、次のとおり土採取者の地位の承継について届け出ます。

採取計画の認可年月日	
土採取場の所在地	
承継年月日	年 月 日
被承継者	氏名又は名称及び 法人にあってはその 代表者の氏名
	住 所
承継の原因	

備考 承継の事由を証する書面を添付すること。

第6号様式（第8条関係）

←		1メートル以上		→	
↑ 70 セ ン チ メ ー ト ル 以 上 ↓	土 採 取 標 識		氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 住所 (電話番号)		
	土採取計画認可年月日			土採取及びその周辺の 状況を示す見取図	
	採取する土の数量及び 採取の期間				
	掘削する土地の面積				
	現場責任者の氏名				
		↑			
		50センチメートル以上			
		↓			
////////////////////////////////////					

第7号様式（第9条関係）

	← 8. 5センチメートル →	
↑ 6 セ ン チ メ ー ト ル ↓	第 号	
	職氏名	
	生年月日 年 月 日 生	
写 真	上記の者は、山梨県土採取規制 条例第15条第1項の規定によ り、立入調査を行う者であること を証明する。	
	年 月 日 発行	
	山梨県知事	印

裏 面

山梨県土採取規制条例（抜すい） （立入検査） 第15条 知事は、土砂の崩壊等の防止のため必要な限度 において、当該職員に土採取者の事務所、土採取場、 その他の業務を行う場所に立入り、帳簿、書類その他 の物件を検査させ、又は関係者に質問させることがで きる。 2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、そ の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなけ ればならない。
--

土採取計画届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名

下請負人がある場合は下請負人の氏名及び住所

山梨県土採取規制条例附則第3項の規定により、次のとおり採取計画の届け出をします。

- 1 土採取場の区域
 - (1) 所在地 番地外 筆
 - (2) 面積 平方メートル
 - (3) 筆別明細 別紙使用土地目録のとおり
- 2 採取する土の数量及びその採取の期間
 - (1) 採取する土の数量 立方メートル 総採取量 立方メートル
 - (2) 採取の期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
 - (3) 作業の時間 時から 時まで
- 3 土の採取の方法及び土の採取のための設備その他の施設
 - (1) 採取の方法

掘削方式	1 平面採掘方式 2 階段採掘方式 3 その他 ()		日数 日/月
掘削方法		掘削作業	常勤 人 臨時 人 人員合計 人
掘削する高さ	最高 m	掘削後の処理	1 ほとんど堆積しない。 2 一時堆積する。

(2) 採取のための設備その他の施設

採取機械の名称	型 式	能 力 (m ³ /h)	1日平均 稼働時間	1か月平均 稼働日数	掘削：積込	その 他 の施設

4 土の採取に伴う土砂の崩壊・流出等による災害の防止のための方法及び施設

区 分	措置の概要
土採取標識の設置場所	
立入を禁止する場合の 方法及び施設	
土砂の崩壊を防止するた めの方法及び施設	
土砂の流出を防止するた めの方法及び施設	
流出水の汚濁を防止するた めの方法及び施設	
粉じんの発生を防止するた めの方法及び施設	

5 土の採取に係る採取跡地の整備

(1) 土の採取後の土地の状態

- イ のり面の高さ又は深さ メートル
- ロ のり面の勾配 度
- ハ のり面に設ける小段の幅 メートル

(2) のり面保護の方法

(3) 排水施設

6 採取した土の搬出方法及び搬出先

(1) 採取した土の搬出方法

搬 出 方 法	方法	
	能力	
	1日あたりの搬出量	立方メートル
	1日あたりの搬出台数	延べ台
	搬出時間	時から 時まで
	運搬車出入口の標識 設置の有無	
	土砂の飛散防止方法	
搬 出 路	国道又は県道までの 距離及び幅員	
	種類及び同意の有無	
	舗装の有無	

(2) 採取した土の搬出先

- イ 搬出先
- ロ 搬出した土の用途